舟橋村選挙管理委員会告示第27号

投票記載所の氏名等の掲示の記載順序のくじを
行う場所及び日時について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第2項の規定により、令和8年10月18日執行の舟橋村長選挙における投票所内の投票を記載する場所その他適当な個所に掲示する公職の候補者及び党派別の掲載順序を定めるくじは、次のとおり行う。

令和8年10月13日

舟橋村選挙管理委員会
委員長　林　清輝

1．場　　所　　舟橋村佛生寺55番地
　　舟橋村選挙管理委員会事務局
2．日　　時　　令和8年10月13日　午後5時15分
付記　候補者又はその代理人は、このくじに立ち会うことができる